

高齢者虐待防止マニュアル

1. 基本方針

- 利用者の尊厳を守り、安全・安心な療養生活を支援する。
- 高齢者虐待を早期に発見し、未然に防止する。
- 職員一人ひとりが虐待防止に関する知識・意識を持ち、適切に対応する。
- 身体拘束は原則として行わないものとし、やむを得ず実施する場合は関係法令に基づき適切に対応する。
- 不適切なケアの防止に努め、利用者の権利擁護を最優先とする。

2. 高齢者虐待の定義（高齢者虐待防止法）

以下の行為が「虐待」にあたる。

1. **身体的虐待**：暴力行為、身体を拘束する行為など
2. **介護・世話の放棄（ネグレクト）**：必要な介護・医療・食事・衛生管理を怠ること
3. **心理的虐待**：脅迫、侮辱、無視、不適切な言葉がけなど
4. **性的虐待**：性的な行為やそれを強要すること
5. **経済的虐待**：金銭・財産を不当に使用すること

3. 虐待の早期発見ポイント

- 皮膚に不自然なあざや傷、褥瘡の放置
- 栄養失調や著しい不衛生
- 本人が極度に怯える、委縮する、発言が制限されている
- 頻回の金銭要求や説明できない財産の減少
- 介護者の言動が攻撃的、本人への拒否的態度が強い

4. 職員の対応手順

1. **発見・気づき** 訪問中に虐待の疑いを感じたら、その場で無理に追及せず記録する。
2. **記録** 事実に基づき、日時・状況・発言・身体状況を詳細に記録。
3. **事業所内報告** 管理者・主任に速やかに報告する。
4. **対応協議** 管理者が事実確認を行い、必要に応じて多職種・ケアマネジャーと情報共有。
5. **市町村への通報** 虐待が明らかまたは疑いが強い場合、市町村の高齢者虐待相談・通報窓口速やかに通報。
6. **緊急時** 生命・身体に危険が及ぶ場合は、警察・救急へ連絡。
7. **再発防止** 発生した事案について原因分析を行い、再発防止策を講じるとともに、職員間で共有する。

5. 虐待防止体制

- 虐待防止責任者を管理者とする。
 - 虐待防止委員会を設置し、年 1 回以上開催する。
 - 委員会において、虐待防止に関する取り組みの確認および改善を行う。
-

6. 大田区の相談・通報窓口

養護者による虐待（ご家庭内）

- **各地域包括支援センター**

- 地域包括支援センター蒲田 TEL 03-5710-0951
- 地域包括支援センター羽田 TEL 03-3745-7855
- 地域包括支援センター新井宿（大森医師会） TEL 03-3772-2415
- 地域包括支援センター徳持（池上地区） TEL 03-5748-7202

受付時間：月～金 9:00～19:00、土 9:00～17:00（日曜・祝日・年末年始休）

- **地域福祉課 高齢者地域支援担当**

- 大森地区：03-5764-0658
- 調布地区：03-3726-6031
- 蒲田地区：03-5713-1508
- 糀谷・羽田地区：03-3741-6525

受付時間：月～金 8:30～17:00（日曜・祝日・年末年始休）

施設従事者等による虐待

- **大田区 高齢福祉課 高齢者支援担当**

TEL 03-5744-1250

受付時間：月～金 8:30～17:00（日曜・祝日・年末年始休）

24 時間・夜間・休日の相談

- **大田区「高齢者ほっとテレフォン」**

TEL 03-3773-3124

夜間・休日にも相談を受付。担当地区以外の相談も対応可能。

7. 職員研修

- 年 1 回以上、大田区の制度や通報・連携の仕組みを含めた高齢者虐待防止研修を実施。
- 新規採用時には、虐待防止に関する研修を実施する。
- 実際の大田区における事例を取り入れた事例検討を通じ、対応の流れや通報のタイミングを確認する。

8. 守秘義務と倫理

- 通報・記録は守秘義務に基づき、関係者以外に漏らさない。
 - 利用者の尊厳を最優先し、冷静で中立的な対応を心がける。
 - 通報後の情報提供や支援の内容について、必要に応じて本人・ご家族への説明を行う。
-

附則

1. 本マニュアルは、令和 7 年 9 月 1 日より施行する。
2. 本マニュアルに定めのない事項については、管理者がこれを定める。
3. 本マニュアルは、必要に応じて見直し・改訂を行う。

【改訂履歴】

改訂日	改訂内容	改訂者
令和 7 年 9 月 1	新規制定	管理者 田邊美由紀